

二本松市屋外広告物違反取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）及び福島県屋外広告物条例（昭和61年福島県条例第23号。以下「条例」という。）の規定に基づき、違反広告物等に対する簡易除却に係る手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「違反広告物等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 条例第3条及び第4条の規定に違反して表示され、又は設置された屋外広告物又はこれを掲出する物件（以下「広告物等」という。）

(2) 条例第5条の規定による許可を受けないで表示され、設置され、又は改造された広告物等

2 この要綱において「簡易除却」とは、違反広告物等のうちはり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。次条第1項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。次条第1項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。次条第1項において同じ。）を除却することをいう。

(簡易除却の実施)

第3条 簡易除却は、次の各号に掲げる違反広告物等について、当該各号に定める場合に行うものとする。

(1) はり紙 違反広告物等であることが明らかな場合

(2) はり札等、広告旗又は立看板等 違反広告物等であることが明らかな場合であって、かつ、管理されずに放置されているものであることが明らかな場合

2 電柱に表示された違反広告物等に係る簡易除却は、市長又は市長が命じた職員及び二本松市違反広告物除却活動要綱（平成17年二本松市告示第177号）に基づき委任された団体が行う（当該団体にあっては、はり紙の簡易除却に限る。）ほか、法第7条第4項の規定により当該電柱の管理者に委任して行うことができるものとする。

(保管及び告示)

第4条 市長は、簡易除却した違反広告物等がはり紙である場合は、保管をすることなく廃棄することができる。

2 市長は、はり紙以外の簡易除却した違反広告物等については、次条に規定する期間保管するものとする。この場合において、保管した違反広告物等については、当該広告物の名称、種類、数量、放置されていた場所、除却した日時及び保管場所を告示するものとする。

3 市長は、前項の規定により簡易除却した違反広告物等について、簡易除却物件一覧簿（第1号様式）を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

4 市長は、簡易除却した違反広告物等の管理者等からその引取りの申出があった場合は、受領書（第2号様式）を徴した上でこれを引き渡すものとする。

（廃棄）

第5条 市長は、簡易除却した違反広告物等を保管し、前条第2項の規定による告示をしてから2日間を経過しても当該違反広告物等の管理者等に返還することができない場合において、当該違反広告物等の価額が著しく低く、売却しても買受人がないことが明らかなきときは、当該広告物を廃棄するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。